

山梨県公報

号外第五号

平成十六年
三月四日

木曜日

平成十六年三月五日から同月十八日まで

目次

公 告

甲府都市計画の変更案の縦覧.....一

公 告

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画区域区分

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所都市整備部都市計画課

中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地 竜王町役場都市整備課

中巨摩郡敷島町島上条一二四八番地 敷島町役場建設整備課

中巨摩郡玉穂町成島二二六六番地 玉穂町役場都市環境課

中巨摩郡昭和町押越五四二番地二 昭和町役場都市計画課

中巨摩郡田富町白井阿原三〇一番地一 田富町役場建設課

四 縦覧期間

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番